質問と回答

	質問	回答
1	・伴走支援事業者として複数企業にて共同応募する際のコンソーシアムは、SPC（特別目的会社）の設立が前提であり他の選択肢は無い という解釈で良いか、他の選択肢もあるか ・上記の場合、SPC 法に基づく設立とする条件は無いため会社法における設立でも良く、その場合の出資金総額については特段の指定は無い という解釈で良いか、異なるか	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定に基づく特定目的会社及び会社法（平成十七年法律八十六条）の規定に基づく株式会社その他法人の設立を本事業において要件としてはいない。公募要領の参考として示した「【参考】コンソーシアム協定書（例）」による組合の成立で足りるものと考えている。同協定書（例）第九条にある出資規定は構成員間のトラブルを回避するための念為規定であり、協議により適宜削除しても構わない。さらに、協定書方式によらず、規約方式によっても構わない。
2	公募要領 P72「別添 1-6 希望する伴走支援について（長野県）」について、以下 2 項目の内容について全く同じ文章が記載されております。お手数ですがご確認いただけますようお願い申し上げます。 ＜対象項目＞ ・（2）伴走支援の内容①地域 DX 推進体制の構築支援 ・（2）伴走支援の内容②地域 DX の推進支援	ご指摘ありがとうございます。 公募要領を修正しましたのでご確認ください。
3	実証にあたり、一部はシステム改修含めて外注予定でありますが、自社メンバーの稼働も想定しています。 この自社メンバーの人件費は「経理処理マニュアル（案）」の「【手法3】 コスト実績単価計算（ランク別単価）」の考え方に基づいて積算する認識でよろしいでしょうか？	人件費単価は【手法1】～【手法3】のいずれかにより算出します。 なお、【手法3】は受託単価計算とは異なるものであるので、注意してください。本事業における人件費単価の算出に受託単価計算を適用することは想定していません。
4	①設立申請中の合同会社での本件への応募は可能か。上記の適格請求書発行事業者登録番号の発行予定であっても応募は可能か。 ②適格請求書発行事業者登録番号取得済みの個人事業主として応募は可能か。 ③常駐支援者経歴書の記載に当たって、応募者のスキル・経験を重視するという公募要領の趣旨から、現職欄には本業・副業の別なく並列で記載することを想定していますが、その認識でよろしいか。 ④応募主体が設立中の合同会社、もしくは個人事業主となる場合は別の根拠から算定する必要があるか。	①②公募要領にあるとおり、法人格を有するとともに、応募時点において、適格請求書発行事業者（消費税法第 57 条の 2 第 1 項による登録を受けた事業者）であることが、応募の前提となります（応募要領 Ⅳ1及びⅣ1（1）イ⑤）が、適格請求書発行事業者登録番号の取得がヒアリング実施日（4月9日）より前に行われるのであれば、柔軟に対応します。 ③貴見のとおりです。 ④経理処理マニュアルにおいて提示した方法のいずれも適用が困難である等特殊な事情がある場合は、当社と個別協議により適切に単価を設定することになります。
5	・常駐支援者に求められる経験ノウハウが複数の自治体において求められ、他の人材では賄うことができない領域がある場合、該当する常駐支援者においては複数の都道府県において横断的に活動する計画とすることは可能でしょうか。	公募要領 Ⅳ1（1）イ④ 「本業務の実施にふさわしい業務経験・実績がある者を、地方公共団体に常駐派遣させ、常駐支援者として、支援事業の実施全般を行わせること。支援地域の地方公共団体に、常駐支援者 1 名以上が、通年駐在している状態を維持すること。支援事業の期間を通じて、一貫した支援が行えるよう、必要な措置を講じるものであること。」に背反しないよう要員計画等するのは可能と考えます。

	質問	回答
6	公開されている契約条件(案)について、現時点で今年度と比較して変更点があれば教えてください。今後変更の可能性がある場合、いつまでに確定版が共有される予定でしょうか。	契約期限を 2026 年 3 月 13 日に改める以外の変更は、現在予定していません。
7	伴走支援中、研修・セミナー・PoC 等が変更・追加で必要になった場合、支出計画の範囲内の費用であれば実施可能でしょうか。	可能です。
8	提案書様式内の「1. 伴走支援事業者の法人としての能力 (1)類似業務の経験」の部分で受注形態が 1 次請の場合は元請会社等の記載は必要でしょうか。	気になるようであれば、特に記載されなくても構いません。
9	・コンソーシアム協定書の参考例を引用しておりますが、各社代表者の捺印を取り交わすことにつきまして、申請期日に間に合いそうにないのですが、書面上の捺印を割愛した形で差し支えないでしょうか。	公募要領Ⅳ1(1)イ「共同で応募する場合は、株式会社三菱総合研究所と業務委託(請負)を締結するまでの間にすべての参加法人が協定書(【参考】〇〇〇コンソーシアム協定書(例))を取り交わすことが確実であること。」と記載しているとおり、応募の段階で協定書が成立されている必要も、ましてや、押印がなされている必要はありません。